

令和3年度
小規模保育事業 整備事業者
募 集 要 項

令和3年4月

山形市こども未来部こども未来課

1 趣旨

山形市では、第二期山形市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）に基づき、十分な保育施設等の数量を確保するとともに、保育環境の改善及び充実、低年齢児から学童まで“切れ目”のない教育・保育環境の整備を図ることとしており、整備を希望する方の機会均等を図り、円滑かつ公平に事業者を選定するため、公募により整備事業者を募集するものです。

2 募集する保育施設の種類及び整備数

保育施設の種類	整備区分	整備数
小規模保育事業（A型またはB型） ・定員 19人	新設	5か所程度

※整備区分の考え方は次のとおりです。

整備区分	考え方
新設	令和4年4月1日までに新規に設置し事業開始すること（賃貸物件を含む）。

※B型については、事業開始後5年以内にA型に移行することを条件とします。

※各年齢の定員は持ち上がり考慮した設定としてください。（0歳児≦1歳児≦2歳児）

3 整備対象地域

整備対象地域は、山形市全域（市街化区域に限る。）とします。

用地選定に当たっては、浸水想定区域等に配慮してください。（山形市ホームページの「山形市防災特設ページ」に掲載されている各種ハザードマップを確認してください）

4 応募事業者の資格要件

応募事業者は、以下の資格要件を満たすことが必要となります。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第3項第4号に定める欠格条項に該当しないこと。
- (2) 法人であること。また、社会福祉法人又は学校法人以外の者は下記に該当すること。
 - ア 事業を行うために必要な経済的基礎があること。
 - (ア) 小規模保育事業の年間事業費の1/12以上の現金を普通預金等で有していること。
 - (イ) 小規模保育事業以外の事業を含む全体の財務内容が適正であること。
 - (ウ) 応募者が他の事業を行っている場合で法人の場合、直近2年間の会計

年度において、2年間連続して損失を計上していないこと。また、いずれかの年度が債務超過になっていないこと。

イ 社会的信望を有すること（経営担当役員）

（ア） 社会福祉法第40条第1項第2号に規定する者でないこと。

（イ） 山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

ウ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

（3）事業者が計画する事業開始日までに新設に係る手続きを終了し、事業を開始できること。

5 応募に当たっての要求仕様

応募の内容は、次の要求仕様を満たすことが必要となります。

（1）基準条例

① 山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第18号）

② 山形市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第19号）

（2）関係法令等の遵守

応募に当たっては、児童福祉法のほか、都市計画法、建築基準法、消防法等の関係法令を遵守してください。

（3）事前相談

応募書類提出前の事前相談を必須とします。

山形市こども未来課へ電話にて予約の上、事前相談を行ってください。（新型コロナウイルス感染状況により、メール・電話等による相談となる場合があります。）

6 補助制度について

市から施設整備（改修を含む）に対する補助は実施いたしません。

7 応募の手続等

（1）募集要項の配布

配布期間	令和3年4月15日（木）～令和3年6月4日（金）まで
配布方法	山形市ホームページ http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp からダウンロードしてください。

(2) 応募に係る事前相談

相談期間	令和3年4月15日(木)から令和3年6月4日(金)まで (ただし、土・日・祝日は除きます。)
相談時間	午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで (電話にて事前に予約してください。)
相談場所	山形市こども未来課
必要書類	様式1(事業計画書)を作成し提出してください。 本要項5に定める要求仕様を確認の上、平面図等の計画図を添付してください。

(3) 応募書類の提出

受付期間	令和3年6月7日(月)から令和3年6月18日(金)まで (ただし、土・日・祝日は除きます。)
受付時間	午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで
提出先	山形市こども未来課 なお、郵送による提出は受け付けません。必ず、持参して提出してください。
提出書類	別添「提出書類一覧表」のとおり (正本1部及び副本(コピー可)7部の計8部を提出してください。 また、応募者においても控えを保管してください。) 提出書類一覧表の番号順に並べて提出してください。ファイルに綴じたり、インデックスを付ける必要はありません。 各書類は、証明書等規定のものを除き、原則A4版とし、A3版図面等はA4サイズに折って提出してください。 なお、契約書や証明書等正本に原本の写しを提出する場合は、申請者名で原本証明をしてください。

(原本証明の例)

この写しは原本と相違ありません。 令和 年 月 日 ○○○○○○○※法人名 理事長 ○ ○ ○ ○ 印
--

8 応募に当たっての留意点

(1) 要求仕様等を満たしていない場合

応募者が提出した事業計画が要求仕様等を満たしていない場合は、応募を無効とします。

(2) 虚偽の記載をした場合

応募者が提出した書類に虚偽の記載があった場合は、応募を無効とします。

- (3) 費用負担
応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- (4) 応募の辞退
応募を行った後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出してください。
- (5) 応募書類の取扱い
応募書類等は理由の如何を問わず返却しません。
- (6) 事業計画変更の禁止
応募期間終了後は、事業者の都合による計画の変更は一切認めません。ただし、山形市が必要と判断した場合には、書類の追加、補正を求める場合があります。
- (7) 資料等の目的外使用の禁止
山形市が提供する資料があった場合は、申請にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。
また、この検討の目的の範囲内であっても、山形市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。
- (8) 接触の禁止
山形市関係職員並びに本件関係者に対して、直接、間接を問わず、本件提案についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。
- (9) 選定後の取扱い
①事業計画を審査するため、選定後においても、事業計画の変更は認めません。変更が発覚した場合は、選定を取り消します。ただし、山形市と協議の結果、山形市がやむを得ない理由があると認める場合を除きます。
②選定後に事業譲渡等があった場合は、選定を取り消します。

9 日程

応募書類提出後のスケジュール(予定)は次のとおりです。

令和3年6月18日(金)	応募書類の提出期限
～令和3年6月下旬	応募書類確認
令和3年7月上旬	第1回審査委員会
令和3年7月下旬	第2回審査委員会 (プレゼンテーション及びヒアリング)
令和3年8月上旬	事業者の決定

10 事業者の選定等

(1) 選定方法

応募書類の審査は、事業者の選定を公平かつ適正に実施するために設置した「山形市小規模保育事業の整備に係る事業予定者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行います。

審査委員会は、設置主体及び事業計画の選定要件に基づいて事業計画を評価し、選定要件の項目全てに該当する事業者を選定します。応募者がいない場合又は審査の結果によりすべての事業計画が本事業の目的を達成できないと判断した場合は、事業の決定を行わないことがあります。

審査委員会は、プレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとし、日時等詳細については事前に通知します。

(2) 審査結果及び選定の結果通知等

審査結果は、山形市ホームページ <http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp> で公表します。なお、事業者名は、選定された事業者以外は伏せて公表します。選定の結果は、応募事業者全てに文書にて通知します。

11 問い合わせ先

山形市こども未来部こども未来課 施設整備係

住所 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

電話 023-641-1212（内線543）

FAX 023-624-8840

メールアドレス kosodate@city.yamagata-yamagata.lg.jp

以下の項目で評価する。

	選定基準の項目	具体的な内容
設置 主体 の 要件	1 法人の事業実績	法人は、認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業（以下「保育所等」という。）の運営において十分な事業実績を有しているか。
	2 施設長予定者の経験及び適任性	施設長予定者は、小規模保育事業を運営するに当たり十分な知識、経験等を有する者か。（施設長の兼務状況有無も考慮する。）
	3 法人の経営状況	経営状況が良好であり、小規模保育事業の設置運営に支障をきたさないか。（直近の経営状況）
	4 法人本部等の設置状況	法人本部等の設置状況
	5 一般指導監査の実施結果	運営を実施している山形市内の保育所等（市内にない場合は県内、県内にない場合は東北管内）に対し、所管する県等が実施した社会福祉施設に対する監査結果の状況
事業 計画 の 要件	6 施設創設の基本的考え方及び運営方針	施設創設の考え方及び運営方針は、適切な内容であり、具体性があるか。
	7 建設資金の確保状況	施設の建設に必要な資金については、その調達方法等資金計画が確実か。借入金がある場合（又は賃借物件の所有者に返済金がある場合）は、償還が確実に履行される見通しが立っているか。
	8 事業計画地の選定	事業計画地を選定した理由には妥当性があるか。（利用者目線による交通の利便、防災対応等）
	9 建設用地の確保	建設用地の確保が確実に見込まれるものか。並びに、小規模保育事業の認可の取得に障害がないか。
	10 土地開発の確実性	土地開発が確実に見込まれるものか。
	11 安全対策	自然災害や火災、不審者などへの対策が実施されているか。（ハード的対策及びソフト的対策）
	12 地域住民の理解や支援を得るための取組状況	地域から支持され、協力が得られるよう説明会等を実施しているか。
	13 施設内容及び整備方針	(1). 乳児室、保育室及び屋外遊戯場の広さは、関係法令に規定された面積基準を十分に満たしているか。 (2). 保育施設として十分な機能及び設備を兼ね備えており、安全かつ快適な空間づくりに配慮した仕様となっているか。
	14 人員配置の計画	保育サービスを提供するための十分な人員と施設運営に関わる主要な人材の確保が確実に見込めるか。
	15 総合的な評価	プレゼンテーションでの印象などを総合的に判断する。

別紙 提出書類一覧

提出書類	備考
小規模保育事業整備事業計画書(様式1)	
暴力団排除に関する誓約書(様式2)	
令和3年度予算書、令和2年度及び令和元年度決算書	
開設予定年度の予算書	
既存施設の要覧	
計画予定地の位置図	
計画予定地の土地登記簿謄本(原本)	既存建物を使用する場合は建物登記簿を加える
計画予定地の公図(原本)	既存建物を使用する場合は登記図面を加える
建設(又は改修)施設の配置図、平面図、立面図	保育面積は、内法面積からロッカーや手洗い等を除いた面積が有効面積となります。
事業スケジュール表	
過去2か年の法人定例監査の状況	県の社会福祉施設等書面監査の実施結果(学校法人の場合はそれに準じるもの) ※是正・改善した場合はそれを証明できるもの。 株式会社等については、公認会計士又は監査法人による財務諸表監査結果。
理事長及び施設長(予定者)の履歴書	
自己資金を確認できる書類 ・預貯金残高証明書、贈与契約書など	
市中銀行等から借入れする場合 ・金融機関の融資証明書 ・償還財源を確認できるもの ・民改費から償還する場合はその算出根拠	借入金がない場合不要
福祉医療機構から借入れする場合 ・償還計画調書(様式3及び別表) ・借入金算出内訳(福祉医療機構借入申込書添付様式) ・借入金、担保提供に関する理事会等議事録 ・福祉医療機構との相談結果報告書	借入金がない場合不要
事業計画地調書(様式4)	必要に応じ市担当課(農政課、農業委員会、まちづくり政策課等)に確認のうえ記載

※様式に定めのないものは任意の様式とする。(用紙サイズはA4またはA3で提出すること。)

※必要に応じて、上記にある必要書類のほかに書類の提出を求める場合があります。